

## 筑豊広域都市計画道路の変更（飯塚市決定）

1. 都市計画道路 3・4・33-106号 水洗安丸線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・33-106号	水洗安丸線	飯塚市 綱分 字水洗	飯塚市 綱分 字安丸	飯塚市 綱分	約 2,260m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差 3箇所 幹線街路と立体交差 1箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

2. 都市計画道路 3・5・33-27号 南尾平恒工業団地線を廃止する。

理由

別添理由書のとおり

## 筑豊広域都市計画道路を変更する理由（飯塚市決定）

（ 3・4・33-106号 水洗安丸線  
3・5・33-27号 南尾平恒工業団地線 ）

対象の路線は、土地利用の増進と都市内交通の円滑化、また、域内のサービス道路として線形改良及び歩道整備を目的とし、都市計画道路の計画決定をしておりました。

近年の社会情勢の変化等に伴い、これまでの「成長・拡大の都市整備」から、質の高い都市空間や災害に強い都市構造の形成等の都市再生を目標とした「コンパクトな都市整備」へと重点が移りつつある中、時代に応じた都市計画道路のあり方について検証を行う必要が出てきています。

そこで、福岡県下の市町においては「福岡県都市計画道路検証方針」に基づき、都市計画道路の検証を行い、見直し路線の抽出を行いました。

また、飯塚市におきましては令和4年2月に改定された飯塚市都市計画マスタープランにおいて、都市計画決定から長期間事業未着手の区間を含む都市計画道路の見直しを進めることとしています。

今回、見直し路線として抽出を行った2路線について、社会情勢の変化や既存道路網の状況により、交通機能は代替できると考えられることから、1路線は変更し、1路線は廃止するものです。